

## 現場管理業務委託積算基準

### 1 適用範囲

この積算基準は、栃木県県土整備部が執行する土木工事に係る現場管理業務を、土木関係建設コンサルタントに委託する場合に適用する。

### 2 現場管理業務委託料の構成

栃木県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」に準ずる。

### 3 現場管理業務委託料の積算

栃木県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」に準ずる。

### 4 現場管理業務委託の積算

#### (1) 各構成費目の算定

イ 直接人件費は、現場管理業務1回当たりの単価に業務回数に乗じて積算するものとし、業務内容により1回当たり1名もしくは2名体制とし、半日単位及び1日単位で設定する。

業務打合わせは、1回当たり技師(A)、技師(C)を各0.5人計上し、打合わせ回数は1回を標準とし業務内容に応じて追加できるものとする。

なお、夜間(20h~6h)に業務を行う場合には、基準額に1.5を乗ずるものとする。

#### 現場管理業務1回当たり単価表(半日)1人体制

現場技術員の区分	区 分	半日当たり	備 考
業務主任技術者	技 師 ( A )	0. 5人	

#### 現場管理業務1回当たり単価表(1日)1人体制

現場技術員の区分	区 分	半日当たり	備 考
業務主任技術者	技 師 ( A )	1. 0人	

#### 現場管理業務1回当たり単価表(半日)2人体制

現場技術員の区分	区 分	半日当たり	備 考
業務主任技術者	技 師 ( A )	0. 5人	
担当技術者	技 師 ( C )	0. 5人	

#### 現場管理業務1回当たり単価表(1日)2人体制

現場技術員の区分	区 分	半日当たり	備 考
業務主任技術者	技 師 ( A )	1. 0人	
担当技術者	技 師 ( C )	1. 0人	

ロ 直接経費は、栃木県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」により積算する。ただし、事務用品費及び現場労務費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ積算する。

- (イ) 事務用品費  
事務用品費は、下記により積算する。  
事務用品費 = 直接人件費 ×  $\frac{5}{1,000}$
- (ロ) 旅費、交通費  
旅費、交通費は栃木県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」に準ずるものとする。
- (ハ) 業務用自動車損料、運転費  
業務に必要な自動車は次に①～④により積算する。
  - ① 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン (1,500cc) とする。
  - ② 1日の運転時間は2時間とし、燃料及び運転時間当り損料は当該時間、供用日当り損料は1日分を計上する。
  - ③ 運転労務費は、現場技術員が直接運転するものとして計上しない。
  - ④ 運転対象日数は、現場業務回数分計上するものとする。
- (ニ) 現場労務費は、特殊な場合を除き計上しない。
- (ホ) 業務用事務室損料については、現場事務所等を使用するので原則として計上しない。

ハ 諸経費  
栃木県県土整備部「設計業務等標準積算基準書」に準ずる。

二 消費税相当額  
消費税相当額は、業務価格に消費税を乗じて得た額とする。

- (2) 変更の取扱い  
業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

- イ 直接人件費  
直接人件費は、編成人員または履行回数に変更がある場合は変更契約を行うものとする。  
なお、編成人員については業務内容により1名もしくは2名体制とする。
- ロ 直接経費
  - (イ) 業務用自動車損料、運転費等は履行期間が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。
  - (ロ) 旅費、交通費の変更は、履行期間または業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変る場合に限り実績に関係なく官積算書により変更する。
- ハ 諸経費は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。